

1. 商品名	・積立定期貯金
2. 販売対象	・個人および法人（団体を含む）
3. 期間	・定額式 …… 1年、2年、3年、4年、5年（1ヶ月の据置期間を含みます。） ・自由式 …… 1年以上5年以内（1ヶ月の据置期間を含みます。）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入れ ・1回あたり1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期貯金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期貯金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・個人のお客様は20%（国税15%、地方税5%）【注】の分離課税法人のお客様は総合課税となります。 【注】平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間は20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボード等に表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は、総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による預入れができます。 ・個人の方は、マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「積立定期貯金規定」に定める中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度	・この貯金は貯金保険制度による保護の対象となり、当会の他の一般貯金と合わせ元本1,000万円とその利息が保護されます。
11. 相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっています。
12. 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」といいます。）につきましては、営業日の9時から17時まで、当会本支店・代理店または総務部（TEL：082-247-2301）にお申し出ください。当会では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・JFマリンバンク広島県相談所（以下「県相談所」といいます。）（TEL：082-247-2301）でも、金融機関営業日の9時から17時まで、苦情等を受け付けています。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部（TEL：082-247-2301）にお問い合わせください。
13. 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（TEL：03-3294-9670）を通じて、弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部（TEL：082-247-2301）にお問い合わせください。 ・次の東京・第一東京・第二東京の三弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）については、お客様が直接東京三弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○ 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL：03-3581-0031） ○ 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL：03-3595-8588） ○ 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL：03-3581-2249） ・東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で次の手続きを進める方法もあります。 ①現地調停：東京三弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 ※ 現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は、県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。